

	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響を及ぼしているサービス事業者の経営の継続化を支援します（美祢市サービス事業者等総合経営支援事業）
--	---

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることに伴い、経営に影響を及ぼしている市内サービス事業者に対して、経営の継続化に繋げることを目的とし、賑わいのあるまちづくりと産業振興に資するため支援金の給付を行います。

1 給付対象者

小売事業者	商品小売業、衣服小売業、飲食料品小売業、機械機器小売業 ※無人店舗は除く
生活関連サービス事業者	洗濯・理容・美容・浴場業、生活関連サービス業、娯楽業
学習支援業	その他の教育、学習支援業
医療事業者・福祉事業者	医療業、療術業、社会福祉・介護業

※当事業において、令和3年2月以前に給付を受けられた事業者の方についても、下記の要件を満たしている場合は再度申請が可能です。

2 給付要件

次の要件を全て満たしている事業者が対象となります。

- (1) 基準月（令和2年11月、12月及び令和3年1月）の売上げの平均額が、比較対象月（令和元年11月、12月及び令和2年1月）の売上げの平均額と比較し、20%以上減少していること。
- (2) 「美祢市飲食業感染症対応緊急支援事業」及び「美祢市理美容業等緊急経営支援事業」との重複申請を行わないこと。
- (3) 令和元年の年間売上額が200,000円以上であること。
- (4) 感染予防対策を行っている、又は年度内に行う予定であること。
- (5) 前年度までの市税の滞納がないこと。納税について分納計画中であるものは滞納がないものとみなす。
- (6) 給付対象者又は同居する親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

※ 1年未満の創業者については別途要件があります。

3 給付金額

区 分	給付金額
令和元年11月、12月及び令和2年1月のうち <u>いずれか1月分の売上げが20万円以上の場合</u>	200,000円
令和元年11月、12月及び令和2年1月のうち <u>全ての月の売上げが20万円未満の場合</u>	100,000円

4 申請手続

- 受付期間：令和3年2月15日（月）から令和3年3月15日（月）まで
- 申請方法：申請書類一式を、美祢市商工労働課（市役所本庁舎2階）、又は美祢市商工会宛へ提出
- 申請に必要な書類
 - 美祢市サービス事業者等総合経営支援事業給付金交付申請書
 - 交付申請書に記載のある添付書類一式

5 申請書類の入手方法

美祢市商工労働課、美祢市商工会、また美祢市HPからのダウンロードも可能です。

6 申請から給付までの流れ

- ① 交付申請書類一式を、美祢市商工労働課、又は美祢市商工会へ提出（申請者）
- ② 市商工労働課にて内容審査後、交付決定通知及び確定通知（市）
- ③ 請求書提出（申請者）
- ④ 後日、確定金額を請求書記載の金融機関へお振込み（市）

【申請書類等を郵送される場合】
〒759-2292 美祢市大嶺町東分 326 番地 1 美祢市観光商工部 商工労働課 電話番号 0837-52-5224
【受付期間】 令和3年2月15日（月）から令和3年3月15日（月）まで